

[10] スーダン

1. スーダンの概要と開発課題

(1) 概要

2005年1月、スーダン政府とSPLM (Sudan People's Liberation Movement) との間で南北包括和平合意 (CPA : Comprehensive Peace Agreement) が署名され、1983年以降継続してきた南北内戦が終結した。CPAを受け、同年3月、国連安保理は統合型の国連平和維持ミッション (UNMIS : United Nations Mission in Sudan) の派遣を決定した。同年7月、CPAに基づき暫定憲法が公布され、国民統一政府が発足したが、与党国民会議党 (NCP : National Congress Party) とSPLMの相互不信等を理由として、アビエ地域の帰属問題、南北境界線の確定等重要な問題は解決されておらず、また、今後の政治プロセスの基礎となる国勢調査の実施も遅れており、一般的にCPAの履行は遅延傾向にある。なお、CPAによれば、2009年に国政選挙、2011年にはスーダン南部の分離独立を問う南部住民投票及びアビエ地域の南北いずれかへの帰属を問う住民投票が予定されている。

西部のダルフル地域では2003年初頭より反政府勢力と政府軍及び政府の支援を受けたアラブ系民兵 (ジャンジャウィード) との戦闘が行われていたが、AUの調停による和平交渉の末、2006年5月にスーダン政府と反政府勢力の一部との間でダルフル和平合意 (DPA : Darfur Peace Agreement) が署名された。しかし、地域の多数派の支持を欠いた和平合意は機能せず、逆にスーダン政府とDPA非署名派の間で戦闘は激化し、治安・人道状況は悪化の一途を辿った。2004年以降、停戦監視のために現地に展開しているアフリカ連合ミッション (AMIS : African Union Mission in Sudan) は、人員・資金不足等の理由から十分な活動を行い得ず、国連安保理は2006年8月にUNMISのダルフルへの拡大を定めた安保理決議1706を採択した。しかし、スーダン政府による同決議の履行拒否を受け、国連は同年11月にAMISを支援するための3段階支援パッケージを提示し、第1段階の軽量支援パッケージ、第2段階の重量支援パッケージに続き、スーダン政府は2007年6月に第3段階の国連・AUハイブリッド・オペレーションの展開を受け入れた。さらに、同年7月末、国連安保理は国連・AU合同ミッション (UNAMID) 設立に係る決議1769を全会一致で採択した。一方、政治プロセスについては、現在、国連、AUの両特使を中心としたDPA非署名派の取り込みに向けた動きが活発化している。

スーダン政府と反政府勢力東部戦線との間の紛争が継続していた東部スーダンでは、2006年10月に「東部スーダン和平合意 (ESPA : East Sudan Peace Agreement)」が署名され、権力の配分、富の配分、治安アレンジにつき一定の進展を見せている。

経済面においては、1996年からIMF経済修正プログラムを受け入れ、豊富な鉱物資源 (石油、金、マンガン) と農業生産 (綿花、胡麻、アラビア・ゴム、砂糖、畜産等) を活用した経済再建に努めているが、依然、巨額の対外債務を抱えている。しかし、近年は湾岸諸国や中国等のアジア諸国からの投資額の伸びもあり、高い経済成長率を示している。特に、石油については、1999年から産油国となり、生産量は日産50万バレル程度に達しており、中国等のアジア諸国を中心に輸出している。

(2) 開発計画

世界銀行や国連等の協力の下にスーダン政府とSPLMが作成したスーダン合同評価ミッション (JAM : Joint Assessment Mission) 報告書は、CPAで定めた6年間の暫定期間 (2005~2011年) における南北スーダンの復興開発ニーズを十分に踏まえた復興開発計画の枠組みである。JAMは、平和の定着、MDGs達成に向けた経済成長・貧困削減・人間開発のための条件を示している。第1フェーズ (2005~07年) では、平和の定着、能力強化、人々の生活の目に見える改善に重点を置いており、第2フェーズ (2008~11年) では、MDGsに向けてこれらの努力を加速するとしている。第1フェーズの重点課題として、国民統一政府と北部13州においては、平和の定着、ガバナンスの改善、所得機会の増大、基礎サービスへのアクセス拡大、暫定統治三地域 (青ナイル州、南コルドファン州、アビエ地域) においては、CPAの履行、行政組織の設立、難民及び国内避難民の帰還と再定着、南部スーダンにおいては、インフラ整備、農業の重点化と民間セクター開発の促進、基礎サービスを通じた平和と調和の回復、社会資本の再生 (帰還する避難民に焦点)、行政組織・制度の確立が挙げられている。加えて、JAMで特定されたニーズ以外にも、ダルフルの復興、DDR、対外債務の解消等、相当の資金需要があるとされており、特にダルフル復興支援ニーズに関しては、2006年7月に開始されたが治安情勢の悪化のため中断されているダルフル合同評価ミッション (D-JAM) の動向が、今後注目される。

なお、PRSPについては、その作成の動きは止まったままであるが、最近、開発計画として5か年計画の策定の動きがある。

表-1 主要経済指標等

| 指 標 | | 2005年 | 1990年 |
|-----------------------|--|---------------------------------|-----------|
| 人 口 | (百万人) | 36.2 | 26.1 |
| 出生時の平均余命 | (年) | 57 | 53 |
| G N I | 総 額 (百万ドル) | 25,609.19 | 12,395.04 |
| | 一人あたり (ドル) | 640 | 550 |
| 経済成長率 | (%) | 8.0 | -5.5 |
| 経常収支 | (百万ドル) | -2,767.96 | -372.25 |
| 失 業 率 | (%) | — | — |
| 対外債務残高 | (百万ドル) | 18,455.21 | 14,761.96 |
| 貿 易 額 ^(注1) | 輸 出 (百万ドル) | 4,938.17 | 499.00 |
| | 輸 入 (百万ドル) | 7,790.37 | 876.80 |
| | 貿易収支 (百万ドル) | -2,852.20 | -377.80 |
| 政府予算規模(歳入) | (百万スーダン・ディナール) | — | — |
| 財政収支 | (百万スーダン・ディナール) | — | — |
| 債務返済比率 (DSR) | (対GNI比, %) | 1.5 | 0.4 |
| 財政収支 | (対GDP比, %) | — | — |
| 債務 | (対GNI比, %) | 87.5 | — |
| 債務残高 | (対輸出比, %) | 358.3 | — |
| 教育への公的支出割合 | (対GDP比, %) | — | — |
| 保健医療への公的支出割合 | (対GDP比, %) | — | — |
| 軍事支出割合 | (対GDP比, %) | — | 2.4 |
| 援助受取総額 | (支出純額百万ドル) | 1,828.58 | 813.13 |
| 面 積 | (1000km ²) ^(注2) | 2,506 | |
| 分 類 | D A C | 後発開発途上国 (LDC) | |
| | 世界銀行等 | IDA融資適格国、もしくはIBRD融資適格国(償還期間20年) | |
| 貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況 | | HIPC | |
| その他の重要な開発計画等 | | スーダン合同評価ミッション | |

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値(湖沼等を含む)を示している。

表-2 我が国との関係

| 指 標 | | 2006年 | 1990年 |
|---------------|------------|------------|-----------|
| 貿易額 | 対日輸出 (百万円) | 349,352.39 | 4,835.09 |
| | 対日輸入 (百万円) | 24,198.23 | 6,636.36 |
| | 対日収支 (百万円) | 325,154.16 | -1,801.28 |
| 我が国による直接投資 | (百万ドル) | — | — |
| 進出日本企業数 | | — | 1 |
| スーダンに在留する日本人数 | (人) | 92 | 72 |
| 日本に在留するスーダン人数 | (人) | 185 | 35 |

スーダン

表-3 主要開発指数

| 開 発 指 標 | | 最新年 | 1990年 |
|--------------------------|--|-----------------------|-------------|
| 極度の貧困の削減と飢饉の撲滅 | 所得が1日1ドル未満の人口割合 (%) | — | |
| | 下位20%の人口の所得又は消費割合 (%) | — | |
| | 5歳未満児栄養失調割合 (%) | 41 (1996-2005年) | |
| 初等教育の完全普及の達成 | 成人 (15歳以上) 識字率 (%) | 60.9 (1995-2005年) | — |
| | 初等教育就学率 (%) | 43 (2004年) | 40 (1991年) |
| ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上 | 女子生徒の男子生徒に対する比率 (初等教育) | — | |
| | 女性識字率の男性に対する比率 (15~24歳) (%) | 71.4 (2005年) | |
| 乳幼児死亡率の削減 | 乳児死亡率 (出生1000件あたり) | 62 (2005年) | 104 (1970年) |
| | 5歳未満児死亡率 (出生1000件あたり) | 90 (2005年) | 172 (1970年) |
| 妊産婦の健康の改善 | 妊産婦死亡率 (出生10万件あたり) | 450 (2005年) | |
| HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止 | 成人 (15~49歳) のエイズ感染率 ^(注) (%) | 1.6 [0.8-2.7] (2005年) | |
| | 結核患者数 (10万人あたり) | 400 (2005年) | |
| | マラリア患者数 (10万人あたり) | 13,934 (2000年) | |
| 環境の持続可能性の確保 | 改善された水源を継続して利用できる人口 (%) | 70 (2004年) | 64 |
| | 改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%) | 34 (2004年) | 33 |
| 開発のためのグローバルパートナーシップの推進 | 債務元利支払金総額割合 (財・サービスの輸出と海外純所得に占める%) | 1.4 (2005年) | 0.4 |
| 人間開発指数 (HDI) | | 0.526 (2005年) | 0.429 |

注) []内は範囲推計値。

2. スーダンに対するODAの考え方

(1) スーダンに対するODAの意義

スーダンは、9 か国と国境を接するアフリカ最大の国土 (日本の約 6.6 倍) を有し、ナイル川の水利を制すると共に、紅海の自由航行にも影響を及ぼす国であり、その安定はアフリカ全体の安定にとって重要である。また、スーダンは、2007 年 7 月時点で日産 50 万バレル程度の原油生産があり、今後一層の拡大が見込まれている。2005 年 1 月、南北内戦が終了したが、500 万人に上る国内避難民、基礎インフラ・民生サービスの破壊、大量の武器の拡散と地雷による広大な地域の汚染、大量の元兵員の存在など内戦が残した傷跡は大きい。また、国内に多様な民族・部族を抱えるスーダンはダルフール問題に加え、南部スーダンの CPA に参加していない「その他武装勢力」の問題等多くの潜在的問題を抱えており、いずれも地域の開発の遅れが主要な要因となっている。こうしたことから、我が国が国際社会の責任ある一員として、ODA を通じてスーダンにおける平和の定着を積極的に支援することが重要となっている。

(2) スーダンに対するODAの基本方針

(イ) 我が国は、ODA大綱において平和構築を重点課題の1つとして規定している他、我が国の対アフリカ外交の基軸たるTICADにおいても、平和の定着を柱の1つとして掲げている。スーダンにおいては、2005年1月のCPAを受け、スーダンのみならず周辺地域の安定のために同国に平和を定着させる重要性にもかんがみ、我が国は同国における平和の定着を積極的に支援している。2005年4月にオスロで開催されたスーダン支援国会合では、スーダンにおける平和の定着のために当面1億ドルの支援実施を表明し、2007年7月末までに支援実施表明額を超える約1億7千万ドルの支援を実施している。

(ロ) 平和の定着支援に際しては、各地の状況の推移に即した人道支援から復興・開発への継ぎ目なき支援を通じた地域間格差の是正及び「南北統一を魅力的なオプションとする」、「南部の自立権を尊重する」とのCPAの基本精神の具体化を念頭に置き、スーダン国民が等しく平和の配当を裨益することが重要であるとの考え方にに基づき支援を実施している。

(ハ) また、平和の定着支援の実施と平行して、国連安保理、国連人権理事会、国際刑事裁判所において取り上げられているダルフール情勢を巡るスーダン政府の対応や国際社会の動向に十分留意しつつ、スーダン政府との政策協議等の場を活用し、スーダン政府にダルフール情勢への前向きな対応を強く求めている。

(ニ) なお、スーダンでは1980年代後半から1990年初頭にかけて国内に著しい人権侵害状況が見られたため、

ODA大綱の原則に照らして、1992年10月以降、緊急かつ人道的性格のものを除き、原則として同国に対する援助を停止した経緯がある。それ以降、我が国は国際機関を通じた緊急・人道援助を実施してきたが、それに加え、1999年より草の根・人間の安全保障無償資金協力を同国に導入し、保健医療、難民支援等の活動を行うNGOを通じた支援を行ってきた。CPA締結後は、国際機関経由の支援に加え、二国間支援も拡大しており、2007年7月にはJICAハルツーム駐在員事務所が再開した。

(3) 重点分野

(イ) 紛争被災民・社会再統合支援

(例) : 地雷対策活動の強化、帰還の促進、帰還民再定着・再統合の促進、DDRの促進、ダルフル人道支援

(ロ) BHN支援

(例) : 保健分野支援、水・衛生分野支援、基礎教育／技術教育・職業訓練 (TVET : Technical and Vocational Education and Training) 分野支援、基礎的運輸・交通分野支援

(ハ) 分野横断的課題

(例) : ガバナンス、ジェンダー、環境、民主化プロセス支援

3. スーダンに対する2006年度ODA実績

(1) 総論

2006年度のスーダンに対する無償資金協力は69.46億円(交換公文ベース)、技術協力は8.07億円(JICA経費実績ベース)であった。2006年度までの援助実績は、円借款105.00億円、無償資金協力938.08億円(以上、交換公文ベース)、技術協力61.59億円(JICA経費実績ベース)である。

(2) 無償資金協力

2006年度には、食糧支援、難民・避難民の帰還支援、地雷・不発弾除去、貧困農民支援、小児感染症予防支援、医療支援、給水支援、教育支援等を国際機関(WFP、UNHCR、FAO、UNDP、UNICEF、UNMAS等)を通じて実施したほか、AUに対し、ダルフル問題に関するAUの活動を支援した。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力(2件)を実施したほか、ジャパン・プラットフォームや日本NGO連携無償資金協力を通じて日本のNGOの活動を支援した。

(3) 技術協力

2006年度には、技術協力プロジェクト「基礎的技能・職業訓練強化計画」、開発調査「ジュバ緊急生活基盤整備計画」、ODA専門家の派遣(1名)、国際協力セミナーの開催(日本国内で1回)、エチオピア、エジプト及びケニアにおける第三国研修等を実施した。

4. スーダンにおける援助協調の現状と我が国の関与

JAMに基づきドナー間で協調して効果的・効率的なスーダン支援を行う枠組みとして、南北両地域それぞれに世界銀行が管理するスーダン復興信託基金(MDTF : Multi Donor Trust Fund)がCPAに基づき設置され、ハルツームに設置されたMDTF(MDTF-N)は2006年1月、南部MDTF(MDTF-S)は2005年10月に、それぞれ最初のプロジェクトへの資金供与にスーダン政府側との間で署名した。また国民統一政府ではテーマ・グループが設置され、政府・ドナー間の意見交換が開始される動きがある。さらに南部においては、援助調和化の動きがより顕著であり、「南部スーダン政府援助受入戦略」に基づき、南部スーダン政府と我が国を含めたドナー間の協議が既に開始されている。

5. 留意点

(1) 治安情勢

南部では武装勢力や部族間の衝突やウガンダの反政府勢力である「神の抵抗軍（LRA：Lord's Resistance Army）」による地元住民の襲撃事件が時折起きており、こうした現地治安情勢に十分留意する必要がある。また、ダルフールでは2006年5月のDPA署名後、一旦は武力衝突や強盗事件は激減したものの、その後増加の一途を辿り、AMIS要員や人道支援関係者にも死者が出ている。さらに2007年に入り、武力衝突や地元住民、同要員及び人道支援関係者の車輛奪取を主な目的とした襲撃事件の件数は過去最悪となっており、多くの人道支援関係者はダルフールから退避せざるを得ない状況にある。

(2) NGOの活動環境

スーダン国内で活動するNGOに対し、スーダン政府は2006年3月成立のNGO新規制法（NGO登録要件の厳格化、人道支援大臣への広範な規制権限の授権、プロジェクト終了後のNGO資産の他プロジェクトへの振替等を規定）、国連機関に対する活動規制（本来不必要な旅行許可証の取得の強要等）等、非協力的な対応を取っている。2007年3月には、スーダン政府と国連との間で「ダルフールにおける人道支援促進のための共同コミュニケ（NGOに対する査証発給の迅速化や国内移動手続きの簡素化等を規定）」が署名され、今後は人道支援活動の円滑な実施が期待される一方、ダルフール地域におけるNGOの活動環境は未だ好転していないところ、引き続き十分留意していく必要がある。

(3) 南部スーダン政府の援助吸収能力

CPA後、全くのゼロから出発した南部スーダン政府は施設や職員等の点で、復興・開発事業を執行する能力が著しく不足している。そのため、ドナーの間では、資金管理を世界銀行が担当するMDTFを通じた支援を中心とし、南部スーダン政府の援助吸収のための能力開発を図りながら復興支援を進めるのが適切との議論もなされている。

表－4 我が国の年度別・援助形態別実績（円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース）
（単位：億円）

| 年度 | 円借款 | 無償資金協力 | 技術協力 |
|-------|--------|--------|-------------|
| 2002年 | － | 10.49 | 0.94 (0.08) |
| 2003年 | － | 5.22 | 1.26 (0.52) |
| 2004年 | － | 26.78 | 0.78 (0.05) |
| 2005年 | － | 60.19 | 2.03 (1.66) |
| 2006年 | － | 69.46 | 8.07 |
| 累計 | 105.00 | 938.08 | 61.59 |

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
 2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
 4. 2002～2005年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2002～2005年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2006年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

表-5 我が国の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

| 暦年 | 政府貸付等 | 無償資金協力 | 技術協力 | 合計 |
|-------|-------|---------------|-------|--------|
| 2002年 | — | 0.42 | 0.75 | 1.17 |
| 2003年 | — | 0.60 | 0.87 | 1.47 |
| 2004年 | — | 0.87 | 0.67 | 1.55 |
| 2005年 | — | 0.48 | 1.64 | 2.11 |
| 2006年 | — | 38.20(37.42) | 4.53 | 42.73 |
| 累計 | 49.22 | 516.84(37.42) | 46.61 | 612.66 |

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。()内はその実績(内数)。
 2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、スーダン側の返済金額を差し引いた金額)。
 3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
 4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

表-6 諸外国の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

| 暦年 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | うち日本 | 合計 |
|-------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|----------|
| 2001年 | オランダ 23.56 | 米国 17.49 | ノルウェー 13.09 | ドイツ 11.26 | 英国 9.94 | 0.69 | 107.64 |
| 2002年 | 米国 119.58 | ノルウェー 23.33 | オランダ 22.74 | ドイツ 14.52 | 英国 13.50 | 1.17 | 232.26 |
| 2003年 | 米国 175.41 | ノルウェー 33.31 | 英国 33.02 | オランダ 20.99 | ドイツ 15.50 | 1.47 | 332.02 |
| 2004年 | 米国 377.61 | 英国 116.57 | オランダ 97.61 | ノルウェー 57.19 | ドイツ 48.32 | 1.55 | 847.92 |
| 2005年 | 米国 771.47 | 英国 196.46 | オランダ 154.77 | ノルウェー 98.69 | スウェーデン 45.49 | 2.11 | 1,471.99 |

出典) OECD/DAC

表-7 国際機関の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

| 暦年 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | その他 | 合計 |
|-------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------|--------|
| 2001年 | CEC 21.27 | WFP 13.57 | UNHCR 7.53 | UNICEF 6.39 | UNTA 5.94 | 8.44 | 63.14 |
| 2002年 | CEC 16.99 | UNHCR 14.43 | WFP 11.26 | UNTA 4.81 | UNICEF 4.35 | 8.09 | 59.93 |
| 2003年 | CEC 247.05 | UNHCR 12.28 | WFP 5.92 | UNICEF 5.33 | UNTA 4.79 | 2.40 | 277.77 |
| 2004年 | CEC 68.92 | UNHCR 10.86 | WFP 10.83 | UNDP 10.74 | UNICEF 6.99 | 10.44 | 118.78 |
| 2005年 | CEC 212.80 | WFP 43.81 | GFATM 20.30 | UNICEF 13.00 | UNDP 11.59 | 13.66 | 315.16 |

出典) OECD/DAC

- 注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

スーダン

表-8 我が国の年度別・形態別実績詳細 (円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース)
(単位：億円)

| 年度 | 円 借 款 | 無 償 資 金 協 力 | 技 術 協 力 | |
|---------------------|---|--|----------------|------------|
| 2001年 度までの 累計 | 105.00億円 (内訳は、2006年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html)) | 765.94億円 (内訳は、2006年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html)) | 51.20億円 | |
| | | | 研修員受入 717人 | |
| | | | 専門家派遣 99人 | |
| | | | 調査団派遣 402人 | |
| | | | 機材供与 591.13百万円 | |
| | | | 協力隊派遣 8人 | |
| 2002年 | なし | 10.49億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.92) 食糧援助 (WFP経由) (7.00) 草の根無償 (8件) (0.57) | 0.94億円 | (0.08億円) |
| | | | 研修員受入 16人 | |
| | | | 調査団派遣 4人 | (4人) |
| | | | 留学生受入 25人 | |
| 2003年 | なし | 5.22億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (2.98) 食糧援助 (WFP経由) (1.00) 草の根・人間の安全保障無償 (7件) (1.24) | 1.26億円 | (0.52億円) |
| | | | 研修員受入 30人 | |
| | | | 調査団派遣 2人 | (2人) |
| | | | 機材供与 48.20百万円 | (48.20百万円) |
| | | | 留学生受入 30人 | |
| 2004年 | なし | 26.78億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (4.23) 緊急無償 (人道状況改善 (難民) (UNICEF経由)) (2.75) 緊急無償 (人道状況改善 (難民) (IOM経由)) (2.20) 緊急無償 (人道状況改善 (難民) (ICRC経由)) (2.20) 緊急無償 (「平和の定着」支援 (UNMAS経由)) (7.70) 食糧援助 (WFP経由) (3.30) 食糧援助 (WFP経由) (3.30) 食糧増産援助 (FAO経由) (0.55) 日本NGO支援無償 (1件) (0.53) 草の根・人間の安全保障無償 (1件) (0.02) | 0.78億円 | (0.05億円) |
| | | | 研修員受入 36人 | (1人) |
| | | | 調査団派遣 2人 | |
| | | | 留学生受入 30人 | |
| 2005年 | なし | 60.19億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (5.68) 平和構築：スーダンにおける暫定武装解除・動員解除・社会復帰プログラム (UNDP経由) (7.64) 緊急無償 (スーダンにおける物流促進及び難民・国内避難民の帰還のための緊急支援 (WFP経由)) (10.69) 緊急無償 (スーダン南部帰還再統合プロジェクト (UNHCR経由)) (6.30) 緊急無償 (西ダルフール州における国内避難民及び帰還民支援 (UNHCR経由)) (3.25) 緊急無償 (南部スーダンにおける初等教育拡大計画 (UNICEF経由)) (9.20) 緊急無償 (スーダン国内避難民の帰還・登録のための緊急支援 (IOM経由)) (4.96) 緊急無償 (平和の定着：紛争犠牲者に対する医療支援 (ICRC経由)) (2.14) 食糧援助 (WFP経由) (2件) (8.60) 貧困農民支援 (FAO経由) (1.00) 草の根・人間の安全保障無償 (4件) (0.73) | 2.03億円 | (1.66億円) |
| | | | 研修員受入 74人 | (33人) |
| | | | 専門家派遣 1人 | (1人) |
| | | | 調査団派遣 25人 | (20人) |
| | | | 機材供与 0.61百万円 | (0.61百万円) |
| | | | 留学生受入 26人 | |

| 年度 | 円 借 款 | 無 償 資 金 協 力 | 技 術 協 力 |
|-------------|----------|---|---|
| 2006年 | なし | 69.46億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由） (5.17) 緊急無償（ダルフール問題に関するアフリカ連合（AU）の活動に対する緊急無償資金協力（AMIS経由）） (9.63) 緊急無償（スーダン・ダルフール地域における人道支援に対する緊急無償資金協力（UNICEF経由）） (5.49) 緊急無償（スーダン・ダルフール地域における人道支援に対する緊急無償資金協力（ICRC経由）） (1.46) 緊急無償（南部スーダンにおける帰還及び帰還民再統合支援（UNHCR経由）） (13.32) 緊急無償（スーダン紛争被災民・帰還民支援のための緊急食糧支援（WFP経由）） (14.43) 緊急無償（スーダン南西部における帰還民及び人道支援・開発のための緊急地雷ち調査及び除去活動（UNMAS経由）） (3.33) 緊急無償（ダルフール給水関連施設整備計画に対する緊急人道支援（ICRC経由）） (2.22) 緊急無償（難民・国内避難民の保護・帰還再定住支援（UNHCR経由）） (2.22) 草の根・人間の安全保障無償（4件） (0.46) 食糧援助（WFP経由） (9.80) 貧困農民支援（FAO経由） (1.90) 日本NGO支援無償（1件） (0.02) | 8.07億円 研修員受入 128人 専門家派遣 10人 調査団派遣 26人 機材供与 4.64百万円 |
| 2006年度までの累計 | 105.00億円 | 938.08億円 | 61.59億円 研修員受入 879人 専門家派遣 110人 調査団派遣 454人 機材供与 644.58百万円 協力隊派遣 8人 |

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
 2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
 4. 「貧困農民支援」は、2005年度に「食糧増産援助」を改称したものの。
 5. 2002～2005年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2002～2005年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2006年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
 6. 調査団派遣にはプロジェクトファイナディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
 7. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表－9 実施済及び実施中の開発調査案件（終了年度が2002年度以降のもの）

| 案 件 名 | 協 力 期 間 |
|------------------------|-------------|
| ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査 | 05.12～08. 6 |

表－10 2006年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

| 案 件 名 |
|---|
| カッサラ州ニュー・ハルファ第4村落における給水ネットワーク再建計画 北コルドファン州エルオベイドにおけるエルブリ男子小学校とムズダリファ女子小学校の再建計画 地雷対策のための機材整備支援計画 スーダンにおけるギニアワーム撲滅運動支援計画 |

スーダン

プロジェクト所在図

